

平成20年5月14日

日本貸金業協会

会員権の消滅について

今般、下記の協会員が東京都知事より平成20年5月12日付で、貸金業法第24条の6の4第1項の規定に基づき、登録取消処分を受けました。

これに伴い、同協会員に同日付で定款第9条第2項第2号の規定により協会員たる資格を失った旨通知致しましたので、定款の施行に関する規則第11条第2項の規定により通知します。

なお、本件の行政処分に係る内容につきましては、東京都のホームページ
(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/05/20i5c200.htm>) をご参照下さい。

記

明和興商株式会社
代表者 吉田 徹
(日本貸金業協会会員第00300号)

以上